

給付型奨学金制度『かさしん夢応援奨学金』 2026年度 奨学生募集のお知らせ

笠岡信用組合では、創業の地である笠岡市において、これまで長きに亘りご支援をいただいていた地域の方々に何らかの形で貢献したいとの思いから、平成29年度より笠岡市内の母子・父子家庭の高校生を対象とした、返還不要の給付型奨学金制度『かさしん夢応援奨学金』の取扱いを開始致しました。本制度は、修学上必要な学資金等の一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度となります。将来、笠岡市の発展のために活躍する有用な人材を育成することを目的としております。

この度、以下の要領により2026年度の奨学生を募集致しますので、受給希望の方は募集要項をご確認のうえ、お申込み下さい。

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方を対象と致します。

- (1) 笠岡市内の高等学校5校（笠岡高校・笠岡商業高校・笠岡工業高校・岡山龍谷高校・西備支援学校高等部）に在学の母子家庭・父子家庭の高校生で、高校生及び保護者が笠岡市内に住所を有していること。
- (2) 本人の父母またはこれに代わって家計を支えている人（主たる家計支持者1人）の収入が下記金額以下であること。
 - ① 給与所得者…360万円（源泉徴収票の支払金額（税込））
 - ② 給与所得者以外…180万円（確定申告書等の所得金額（税込））

2. 募集人員

20名（応募者が20名を超える場合は、厳正な抽選により受給者を決定致します。）
1年毎に奨学生を決定致します。次年度募集時の再応募は可能です。但し、応募は1学年1回とし、1人の生徒につき3回を限度と致します。

3. 募集期間

2026年4月6日(月)～2026年4月20日(月)までの当組合営業日

4. 受給者の方への決定通知

募集期間終了後5月上旬迄に受給者を決定し、受給者の方に受給手続等文書によりご連絡致します。

5. 奨学金給付額・給付期間・給付時期

- (1) 給付額 月額10,000円
- (2) 給付期間 1年間
- (3) 給付時期 毎月末営業日に指定の口座へ振込（4月・5月分は5月に一括して入金）

6. 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 笠岡信用組合給付型奨学金給付申請書
- ② 個人情報の保護に関する同意書
- ③ 在学証明書（原本）（新学年の在学証明）
- ④ 住民票（原本）（住民票の世帯全員の続柄記載のもの）
- ⑤ 収入に関する書類
 - ・給与所得者…源泉徴収票（原本）
 - ・給与所得者以外…《確定申告を申告書の持参・郵送により行った場合》
 - ・確定申告書(控)の写し（税務署の受付印があるもの）
 - 《確定申告を電子申告により行った場合》
 - ・申告内容確認票の写し（受信通知または即時通知を添付）
 - 《公的年金受給者の場合》
 - ・公的年金等の源泉徴収票（最新）（写し）
 - 《その他》
 - ・その他年間の収入を証明できる書類

(2) 申込先

当組合、笠岡市内店舗窓口（本店営業部、金浦支店、東支店、本町支店）

7. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

8. 奨学金の給付休止・中止

(1) 休止事由

受給者が休学したとき。

(2) 中止事由

- ① 受給者が退学したとき、または笠岡市外の高等学校に転校したとき。
- ② 受給者が死亡したとき。
- ③ 受給者及び保護者が笠岡市内に住所を有しなくなったとき。
- ④ 母子家庭、父子家庭でなくなったとき。

(3) 届出義務

奨学金の給付休止・中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合に届け出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付する。

(4) 届出遅延

休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ奨学金を受給した場合、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返戻していただきます。復学等した場合、復学等した月から奨学金の支給を再開致します。尚、当組合で中止・休止の事由を確認した場合、届出がなくとも中止または休止致します。

9. その他

ご提出いただいた書類は返却いたしませんので予めご了承下さい。

10. お問い合わせ先

〒714-0081 笠岡市笠岡 2388-40 笠岡信用組合 業務部 TEL0865-62-3103